

# 指定管理業務点検・評価シート（令和3年度業務）

令和4年8月9日

施設名	ライフル射撃場	所在地	西伯郡南部町猪小路806
施設所管課名	地域づくり推進部スポーツ振興局スポーツ課	連絡先	0857-26-7919
指定管理者名	鳥取県ライフル射撃協会	指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日

## 1 施設の概要

設置目的	ライフル射撃競技の普及・発展のため
設置年月日	昭和57年 5月15日
施設内容	・敷地面積：13,036.00㎡ ・建築面積：835.68㎡
利用料金	・スモールボア：専用利用 1時間 2,800円、一般利用 1人1時間 130円 ・エア及びビーム：専用利用 1時間 1,390円、一般利用 1人1時間 70円
開館時間	午前9時から午後8時まで
休館日	毎週月曜日及び12月29日から1月3日まで

## 2 指定管理者が行う業務

委託業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>ライフル射撃場の施設設備の維持管理に関する業務（保守管理、修繕、清掃、保安警備等）</li> <li>ライフル射撃場の利用の許可、利用料金の徴収等に関する業務</li> <li>その他管理運営に必要な業務（利用者の受付・案内、付属設備・備品の貸出、利用指導・操作）</li> <li>利用者へのサービスの提供、施設の利用促進、その他施設の管理運営に必要な業務</li> </ul>
---------	---

## 3 施設の管理体制

管理体制	非常勤職員：2人〔計2人〕
	施設管理者（非常勤2）

## 4 施設の利用状況

利用者数（人）		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	令和3年度		31	91	205	103	63	175	104	28	58	5	0	16
令和2年度		22	56	112	108	88	181	86	45	69	22	48	96	933
増減		9	35	93	-5	-25	-6	18	-17	-11	-17	-48	-80	-54

利用料金収入（千円）		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	令和3年度		1	2	11	26	5	12	3	2	2	1	0	1
令和2年度		1	1	11	4	2	29	3	3	2	1	2	4	63
増減		0	1	0	22	3	-17	0	-1	0	0	-2	-3	3

5 収支の状況

区 分		令和3年度	令和2年度	増 減	
収入	事業収入	施設使用料	66	63	3
		教室参加料		0	0
		イベント		0	0
		小 計	66	63	3
	事業外収入	雑入	15	18	-3
		県委託料	1,016	1,016	0
		小 計	1,031	1,034	-3
計	1,097	1,097	0		
支出	人 件 費			0	
	管理運営費	1,097	1,097	0	
	事 業 費			0	
	そ の 他			0	
	計	1,097	1,097	0	
収 支 差 額		0	0		

6 労働条件等

確認項目	状況			備考	
	正職員	非常勤職員	臨時職員		
雇用契約 ・ 労使協定	労働条件の書面による提示	—	無	—	※書面の名称を記入
	就業規則の作成状況	—	無	—	※常時10人以上の労働者を起床する場合は作成、届出が必要
	労使協定の締結状況	—	有	—	※労働基準監督署長への届出が必要な協定の有無
労働時間	所定労働時間	—	6時間/日	—	※幅がある場合は上限、下限を記入
	時間管理の手法	—	自己申告	—	※タイムカード、ICカード、自己申告、使用者の現認などの別を記入
	休暇、休日の状況	—	無	—	※幅がある場合は上限、下限を記入
給与	給与金額	—	—	—	※平均月額を記入
	最低賃金との比較	—	適	—	※適否を記入
	支払い遅延等の有無	—	無	—	※有無を記入
安全衛生	一般健康診断の実施	—			
	産業医の選任	選任の要否：否	選任状況：選任なし		※規模の要件あり
	安全管理者の選任	選任の要否：否	選任状況：選任なし		※業種・規模の要件あり
	衛生管理者の選任	選任の要否：否	選任状況：選任なし		※規模の要件あり
	安全衛生推進者（衛生推進者）の選任	選任の要否：否	選任状況：選任なし		※業種・規模の要件あり

(参考)

- 労働基準監督署長への届出が必要な労使協定の例（労働基準法に基づくもの）
  - ・労働者の貯蓄金をその委託を受けて管理する場合（労働基準法第18条）
  - ・1ヶ月単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の2 就業規則に定めた場合には届出不要）
  - ・1年単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の4、第32条4の2ほか）
  - ・1週間単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の5）
  - ・時間外労働・休日労働（労働基準法第36条 いわゆる「36協定」）
  - ・事業場外労働のみなし労働時間制（労働基準法第38条の2 事業場外労働が法定労働時間内の場合は不要）
  - ・専門業務型裁量労働制（労働基準法第38条の3）

○各種管理者等の業種・規模に係る要件（労働安全衛生法に基づくもの）

種別	業種	規模（常時使用する労働者数）
産業医	全ての業種	50人以上
安全管理者	林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業	50人以上
衛生管理者	全ての業種	50人～200人（1人選任）
		201人～500人（2人選任）
		501人～1,000人（3人選任）
		1,001人～2,000人（4人選任）
		2,001人～3,000人（5人選任）
		3,001人以上（6人選任）
安全衛生推進者	安全管理者と同じ	10人以上50人未満
衛生推進者	安全管理者の選任を要する業種以外の業種	10人以上50人未満

7 サービスの向上に向けた取組

区 分	取 組 内 容
	射撃場不在時の連絡方法

8 利用者意見への対応

利用者意見の把握方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設窓口や各競技関係の会議での意見受付、意見交換</li> <li>・県への「県民の声」による意見受付</li> </ul>
------------	--

利用者からの苦情・要望	対 応 状 況
特になし	

利用者からの積極的な評価
特になし

9 指定管理者による自己点検

〔成果のあった取組・積極的に取り組んだ事項〕
ライフル射撃協会員やその関係者（参加者の保護者等）によるボランティア作業を引き続き行い、草刈・清掃・鉛対策等を実施。定期的な施設、備品等、射場周辺点検。異常気象時（台風、大雨、大雪等）の施設点検。感染症対策の実施。

〔現在、苦慮している事項〕〔今後、改善・工夫したい事項・積極的に取り組みたい事項〕
特になし

10 施設所管課による業務点検

項 目	評 価	点 検 結 果
[施設設備の維持管理・緊急時の対応等] ○施設設備の保守管理・修繕 ○施設の保安警備、清掃等 ○事故の防止措置、緊急時の対応	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的な清掃・除草、保守管理等が行われており、適切な維持管理が行われている。</li> <li>事故や災害等が発生した場合の体制・対応が整備されている。</li> </ul>
[施設の利用の許可、利用料の徴収等] ○利用の許可 ○適正管理に必要な利用者への措置命令 ○利用料金の徴収、減免の実施	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>協定の内容どおり実施されており、適切に管理が行われている。</li> </ul>
[その他管理施設の管理に必要な業務] ○利用受付・案内 ○附属設備・備品の貸出し ○利用指導・操作	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>協定の内容どおり実施されており、適切に管理が行われている。</li> </ul>
[利用者サービス] ○開館時間、休館日、利用料金等 ○利用者へのサービス提供・向上策 ○施設の利用促進 ○個人情報保護、情報公開 ○利用者意見の把握・対応	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>協定の内容どおり実施されており、適切に管理が行われている。</li> </ul>
[収入支出の状況]	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>協定の内容どおり実施されており、適切に管理が行われている。</li> </ul>
[職員の配置]	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>協定の内容どおり実施されており、適切に管理が行われている。</li> </ul>
[会計事務の状況] ○不適正事案や事故等の有無 ○業務報告書(月次)における内部検査結果 ○利用料金等に係る適正な会計事務 (利用券、利用券管理簿の管理など) ○必要な規程類の整備 (会計規程、協定書等で整備が定められている規程など)	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>協定の内容どおり実施されており、適切に管理が行われている。</li> </ul>
[関係法令の遵守状況] ○関係法令に係る行政指導等の有無等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働関係法令                (労働基準、労働安全、障がい者雇用等)</li> <li>・環境関連法令                (大気、水質、振動、廃棄物等)</li> <li>・その他の法令</li> </ul> ○県内発注(鳥取県産業振興条例)	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>協定の内容どおり実施されており、適切に管理が行われている。</li> </ul>
[県の施策への協力] ○障がい者就労施設への発注	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者就労施設への発注に努めた。</li> </ul>
[ ]		
総 括	3	

- 《評価指標》 5：協定書の内容について高レベルで実施されており、また、計画・目標を上回る実績があり、優れた管理運営がなされている。  
 4：協定書の内容以上の適切な管理が行われており、計画・目標を上回る実績があった。  
 3：おおむね協定書の内容どおり適切な管理が行われており、計画・目標に近い実績を達成している。  
 2：協定書の内容に対して不適切な事項が認められ、また、計画・目標を達成していない。  
 1：協定書の内容に対して重大な違反事項が認められる、指摘済みの不適切事項が放置されている、計画・目標、前年度実績を大きく下回っているなど、大いに改善を要する。  
 ※総括欄は、各項目の平均の小数点以下第2位を四捨五入した数値を基本に、総合的に評価する。